



事務所だより 3月号



西田成希税理士事務所

春暖の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

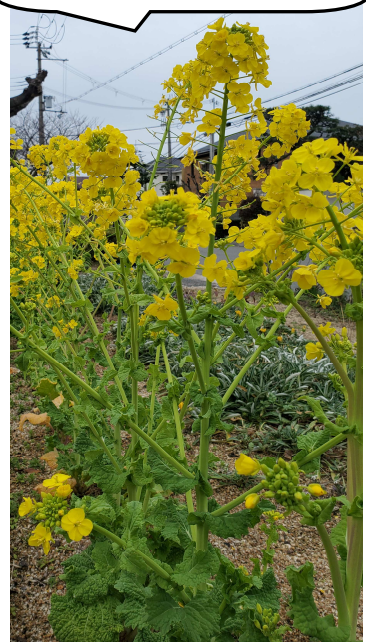
新型コロナウイルス、大騒ぎですね。確定申告も4月16日まで期限が延期されました。でも私は、3月16日までに終わらせます。長引かせてもいいことなしです。法人のお客様にご迷惑が掛かりますし、日々の仕事にも影響が出ます。

新型コロナウイルス、日本では、1月15日に神奈川県での感染が最初と言われています。その後、毎日のように感染者が増えていますね。2月29日現在の日本での感染者数は、239名です(クルーズ船の乗客を除く)。まだ、兵庫県では感染者は出ていませんが、もう街中どこでも『ウイルスだらけ』ではないかと思っています。

この新型コロナウイルスの影響、いつ収まるのでしょうか？SARSの時は、流行期間が約170日間だったそうです(WHOの発表による)。SARSと今回の新型コロナウイルスは遺伝子を80%共有しているそうなので、新型コロナウイルスもそれぐらいか？との予測はできます。でも、170日と言えば約半年です。東京オリンピックの開会式が、7月24日。間に合わない…(´Д`;)。

私は、政府が東京オリンピックを開催したいがために情報操作をするのではないかと、ということに危惧します。今の政府、何かスッキリしません。情報開示や危機管理に問題があるように思います(保存期間中にもかかわらず書類を処分した、などなど…)。東京オリンピック、選手のためにも是非とも開催して欲しいです。だからこそ、しっかりと情報開示、危機管理をお願いしたいと思います。

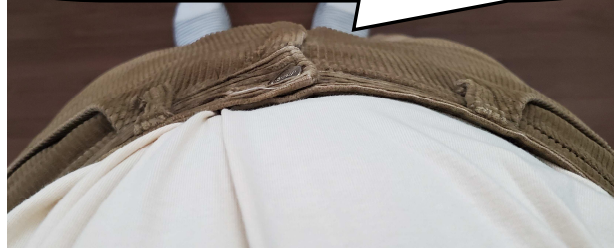
春を探しに。久しぶりに菜の花を見ました。



オリンピックも大切ですが、足元では経済が大打撃です。新聞等は、株式市場をベースに記事を流していますが、中小企業は、それどころではありません。人と物が動きませんので、お金が動かない…。資金繰りが本当にピンチです。政府は、緊急融資等の対策をすると言っています。政府の対策が実際に使える対策かどうかは分かりませんが、準備のために試算表等が必要でしたら、ご相談ください。



先月の続き。何とか履けている…。でも食事をすると弾けます(>_<)。



☆ お知らせ (2020年3月の税務)

期 限	項 目
3月10日	2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月16日	前年分贈与税の申告(申告期間:2月3日から3月16日まで)
	前年分所得税の確定申告(申告期間:2月17日から3月16日まで)
	所得税確定損失申告書の提出
	前年分所得税の総収入金額報告書の提出
	確定申告税額の延納の届出書の提出(延納期限:6月1日)
	個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)
	個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
3月31日	国外財産調書の提出
	個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
	1月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	7月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>	

☆ マイナンバー裁判で住民敗訴

マイナンバー制度はプライバシー権を侵害し違憲だとして納税者20人がマイナンバーの利用差し止めなどを求めた裁判で、名古屋地裁はこのほど、原告の訴えを棄却しました。

訴えたのは岐阜、愛知、三重の納税者らで、「本人の同意を得ない個人情報の収集や利用は憲法13条が保障するプライバシー権を侵害する」と主張していました。また制度開始から番号の漏えいもたびたび起き、安全対策も不十分と指摘。それに対し国は、「漏えいは人為的ミ

スによるもので、制度上の欠陥が原因ではない」と反論していました。

裁判長は、制度に法制上やシステムの不備はないとした上で、「正当な行政目的の範囲を超えて個人情報を利用される危険があるとはいえず、原告らの権利や利益を侵害するとはいえない」と述べ、原告の訴えを退けました。

同様の訴えは全国8地裁で起こされていて、今回の判決は同じく訴えを退けた横浜地裁に続き2例目となります（三権分立といいながら、裁判所は国には逆らえません(^_^;)）。

マイナンバー制度は「税・社会保障・災害対策」の3分野に限定して個人と番号をひも付けることで行政と国民のそれぞれにメリットがあるとして、2016年に開始しました。税務申告書への記載義務化やNISA口座との番号ひも付けなどが行われる一方で、納税者の利便性向上や災害対策に活用されているとは、とても言えないのが実情です。

☆ 預金とマイナンバーのひも付け義務化へ

上記の記事を受けて、もう一つマイナンバーの話題です。マイナンバー制度の活用(?)のために極めつけともいえる『預金口座とのひも付けの義務化』を言い出しました。

高市早苗総務相が、1月中旬の閣議後の会見で「財務省、金融庁において義務化の実現に向けた検討をいただけるようお願いした」と明かし、災害対策などに活かせる意義を強調しています。

高市氏は今年を「マイナンバーカードの普及・利活用にとって極めて重要な年になる」と位置付け、「来年3月に、マイナンバーを健康保険証として使えるようにするという大きな目標がある」と述べ、カードと番号制度の普及に強い意欲を示しています。

その一つが、現在は任意となっている預金口座へのマイナンバーのひも付けの義務化です。高市氏は「相続や災害発生時に預金の引き出しをすることについて国民の皆様の負担軽減ができる」と意義を説明。さらに「私自身、親が他界した時に、一体どこに預金口座があるのかさっぱり分からず、通帳を探し出すのにも一苦労した」と自身の経験を語り（これ、政府が口出しすることでしょうか?）、「津波の被害を受けられた方々が通帳も何も流されてしまって、口座の所在が分からないといったお声もうかがっていた」として、義務化によって口座の所在が明確になるメリットを挙げました。

マイナンバーカードについて政府は、「カードの普及に向けて政府システムを構築したこともある。国民のカード利用が進まないと、国民の利便性向上や経済の生産性向上が進まない」と菅義偉官房長官が述べるなど、普及拡大に並々ならぬ意欲を見せていますが、現実には昨年11月時点で交付率14.3%と伸び悩んでいる状況です。預金口座とのひも付けの義務化で、この交付率は大きく改善されるでしょう。本当は、マイナンバーと預金口座とのひも付けは財務省の悲願です（課税強化できますから）。私は、総務省に代わりに言わせたのだと思っていま

す。国民がすべて管理される時代が来そうです。

☆ マラソン大会の賞金と褒賞金の税務処理

国税庁はHP上の「質疑応答事例」を更新し、マラソン大会に参加して受け取る賞金は雑所得、褒賞金は一時所得とする事例を追加しました。

事例では、会社員が一般財団法人A主催のマラソン大会に出場し、大会記録を更新して1位となったケースを例示。A財団から1位となった賞金と記録更新賞金を受け取った他、主催者ではないB財団から、記録を更新した選手に支払われる褒賞金を受け取った場合、A財団からの入賞賞金と記録更新賞金は雑所得として計上し、B財団からの褒賞金は一時所得とすると回答しています。

その理由は、一時所得は「労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」とされているのに対し、A財団からの1位入賞賞金と記録更新賞金は、A財団主催のマラソン大会で入賞したことに伴って受け取るもので、「A財団に対する役務の対価またはその役務に付随して取得するもの」であるため、一時所得ではなく、また給与など他の所得にも該当しないことから、雑所得に当たるというもの。一方、B財団からの褒賞金は、記録を更新した選手が褒賞として受け取るもので、社団に対する役務の対価とは言えず、また継続して支給されるものでもないことから、一時所得に該当するとしました。

☆ 富の偏在で「2,153人>46億人」

国際援助団体オックスファムは1月20日、世界の超富裕層2,153人の所有する資産が、世界人口の6割にあたる46億人の持つ富の合計よりも大きいとする報告書を発表しました。わずかな人数の富裕層に世界の富が偏っていることが浮き彫りになっています。また報告書では、世界で経済格差が広がる要因として「税率の引き下げと意図的な税逃れによって超富裕層と巨大企業からの徴税が破綻している」とも指摘しています。

こうした状況を打開していくため、報告書では①富裕層、高所得者、大企業への課税強化、税逃れ対策、②低賃金・無権利が横行する介護等の労働者の保護、③性別に基づく仕事の分担という思い込みの克服、④有給休暇の取得促進——などを求めています。また、最も裕福な1%の人に今後10年間0.5%追加課税すれば、教育、医療、高齢者介護などの分野で1億1,700万人の雇用を創設するのに必要な投資額と同じになるとも報告しています。

なお報告書は、21日にスイスで開催される世界経済フォーラム（ダボス会議）に先立って発表されました。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488